

七ヶ浜町震災復興基本方針

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震及び津波の発生は、かつて経験したことのない甚大な被害をもたらしました。

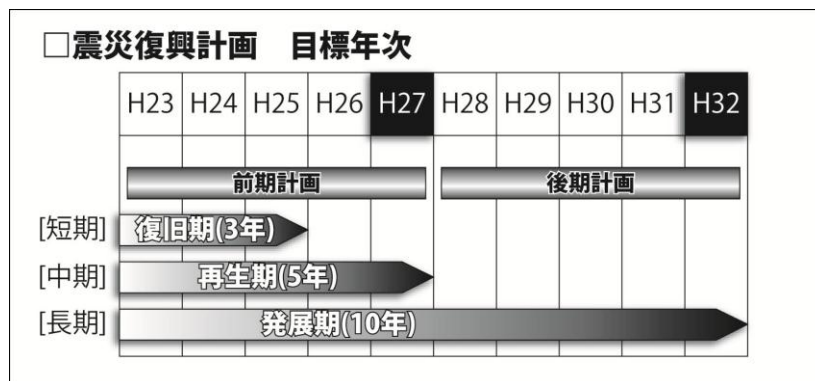
現段階において、いまだ被害の全容は把握できず、多くの人命を失い、また、家屋を含む多くの財産の喪失により、住民生活に甚大な影響を与えています。公共施設においても大半の施設が損壊し、現在水道や道路などのライフラインの復旧を最優先に町をあげて全力で取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、震災復興基本方針(以下「基本方針」と表記)を策定し、基本方針に基づく災害復興計画の策定に着手し、新生七ヶ浜の復興を誓い、「うみ・ひと・まち 七ヶ浜」の再構築と再生に取り組みます。

□短期・中期・長期的な視点に立った復旧・復興への取り組み

住居などの生活基盤や道路や水道などの都市基盤は、住民が生活するために最低限確保しなければならないものであり、短期的かつ緊急的に取り組まなければなりません。また、次世代を担う子どもたちの教育環境や町民の足としてのバスなどの交通環境、住民が生活していく上で欠かせない福祉環境などについても、最低限のレベルまでには短期的に取り組まなければなりません。しかし、震災前の状態までに回復するためには、一気に解決することは困難であり、また、都市計画の見直しや公共施設の統合の検討など、今後のまちづくりを考慮した再構築については、長期的なビジョンに立った検討を行わなければなりません。

このような状況を踏まえ、震災復興に取り組むべき項目について、短期的に取り組むべき施策を復旧期[3年]・中期的に取り組むべき施策を再生期[5年]・長期的に取り組むべき施策を発展期[10年]に振り分け、同時並行的に施策の検討や実施などにあたります。



□長期的なビジョンに立ったまちづくりの展開

震災の被害に対し「復旧」と「復興」について最優先に取り組むべき施策であることは、疑いようのない事実です。しかし、今後のまちづくりを客観的に判断し、長期的な視点に立ったまちづくりの検討も併せて推し進めなければなりません。

施策対応の緊急度と優先度を考慮しつつ、本町の資源を生かし、次世代に向けた長期的なビジョンに立ったまちづくりを展開します。

□安全と安心に配慮した「自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」の推進

多くの町民の願いは、安心して七ヶ浜町に住み続けられることです。安全で安心に暮らし続けられることを最優先に、「自然との調和」を取り戻し、「人間らしく生きる」ことのできるまちに復興し、「快適で住みやすい」と感じることでできるまちへの発展を目指します。

○自然との調和

震災により失われた本町の豊かな自然を取り戻し、自然の驚異を理解しつつも自然との調和のとれたまちづくりを推進します。

- 壊滅的な被害を受けた農林業や水産業について、被害状況や被害を受けた方のニーズを把握し、今後の復旧・復興に向けた方向性を模索します。
- 震災による多くのがれきは、地球環境にとっても大きなマイナスです。しかし、「地球にやさしいまちづくり」を推進する観点から、リサイクルも含めた有効活用方法について、様々な視点から検討を行います。

○人間らしく生きる

震災により受けた身体的・精神的なダメージは、早い段階で回復する必要があります。様々な機会を通して、住民の皆様に対するケアに努めてまいります。

- 避難所での生活は、様々な不便やストレスを生む一方、集団生活による「ひと」と「ひと」との強い絆を結ぶきっかけづくりにもなっています。「衣食住」のきめ細かな対応にあたりるとともに、仮設住宅に移行した場合の新たなコミュニティの構築を考慮します。
- 在宅に避難されている方にとっては、公共交通利用を想定した買い物や医療支援について引き続き取り組みます。
- 次世代を担う子どもたちの育成や教育の場の提供は、震災の対応と同等に推し進めなければなりません。早急な施設復旧はもちろんのこと、安心して学び育むことのできる場の提供に取り組みます。

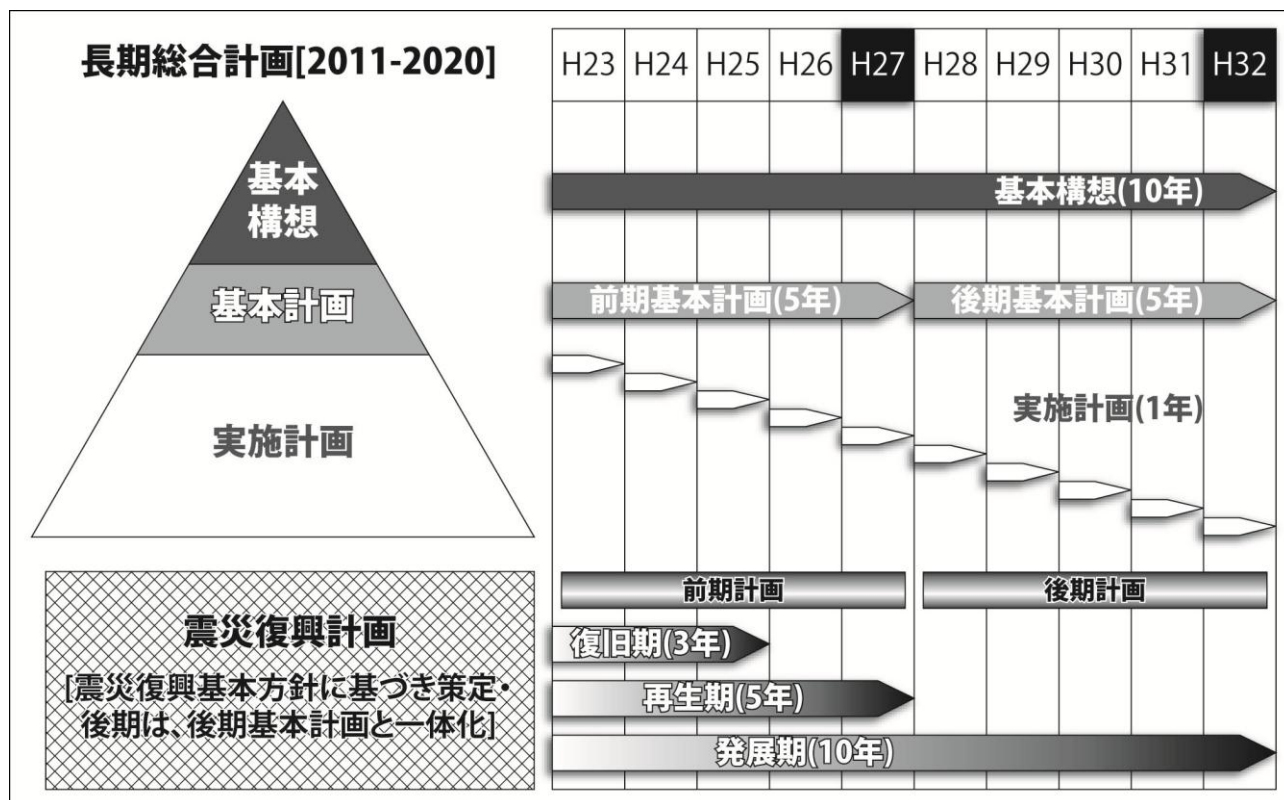
○快適で住みやすい

住民ニーズの的確な把握による今後のまちづくりに向けた都市計画の検証を行います。

- 上下水道や道路などのライフラインは、「快適で住みやすいまち」の根幹であり、また、震災復興を推し進めるためにも早急な復旧・復興が求められています。国や県などの様々な補助金や交付金を最大限に活用し、早い段階での震災前の状態に戻すよう努めてまいります。
- 地域拠点である地区公民分館は、今回の震災により多くの場所が津波の被害を受けました。新たな分館の建設にあたっては、地区との十分な話し合いなど住民との協働により、複数地区に対応した分館の設置や安全に配慮した場所の選定などを行います。
- 更なる公共施設の集約・連携による効率的な施設運営の検討に取り組みます。

□震災復興計画の策定

震災復興基本方針に基づき、震災復興を計画的に取り組むため、長期総合計画との連動による震災復興計画を策定します。震災復興に取り組むにあたり、施策の緊急性や対応の方向などを考慮し、復旧期[3年]、再生期[5年]、発展期[10年]、同時並行的に施策の検討や実施を行います。なお、後期計画は、総合計画の後期基本計画と一体化します。



○復旧期 [3年]

住宅や都市基盤の再建・整備などを目指す期間として設定

- 住民の生活機能・都市機能の復旧に向けた取り組み
- 応急仮設住宅の対応など住民生活に必要な緊急措置の実施

○再生期 [5年]

復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの本格復旧を進めるとともに、復旧したインフラや生活・都市基盤を基に震災に見舞われる以前の活力を回復する期間として設定

- インフラの本格復旧
- 発展期と関連して、今後のまちづくりに向けた再生

○発展期 [10年]

総合計画の後期基本計画と一体化し、長期的なビジョンに立ったまちづくりを展開し、住民と行政との協働により、本町の発展に向けた地域の活力を高め、基本理念である「自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」に取り組む期間として設定

- 住民ニーズの的確な把握による本町のグランドデザインや都市計画の検証
- 長期的なビジョンに立ったまちづくりの展開や見直し

□組織体制

震災により被害を受けた、生活機能、都市機能などの復興並びに町民生活の再建と安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施するために震災復興推進本部を設置し、本部内に、町長を本部長とし、副町長・教育長を副本部長、各課長等を本部員とする本部会議、総務・財政・政策部門による施策や財源などの調整機関としての三課調整会議、各課業務部門の職員による検討母体としての震災復興ワーキングチームを立ち上げます。

また、新たに震災復興推進室を設置し、震災復興に関する事務局や連絡調整、進行管理のほか、災害対策本部との連携、事務所管課との連携により、震災復興に取り組みます。

なお、住民との協働による震災復興に取り組むため、震災復興検討委員会を設置し、地区の取りまとめ役として震災復興委員を任命し、同委員会に参画します。

